

## 第5章 重点整備地区の区域及び特定経路，準特定経路

### 1 重点整備地区の区域

交通バリアフリー法は、「高齢者や身体に障害のある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する。」ことを目的としており，重点整備地区の要件の一つとして，「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行なわれ，かつ，相当数の高齢者，身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設，福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。」と規定しています。

これを山科地区に当てはめると，まず，山科地区における公共交通機関の核である山科駅を利用する高齢者や身体に障害のある人などが，山科駅から目的地まで，安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備することを主眼として，山科地区基本構想を策定する必要があります。

そして，重点整備地区の区域については，山科駅で電車を降りて徒歩で行くのが一般的であると考えられる山科駅周辺の施設のうち，多数の高齢者や身体に障害のある人などが日常生活や社会生活において利用すると考えられる施設を含む区域とすることが必要となります。

このことを踏まえ，重点整備地区の区域を以下のように設定しました。

#### (1) 山科駅周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの主要施設の抽出

山科駅からの徒歩圏内（山科駅から概ね半径1 kmの範囲）に立地し，多数の高齢者や身体に障害のある人などが，山科駅を経由して徒歩で利用すると考えられる施設を表-5のように抽出しました。

表-5 駅周辺に立地する主要施設

福祉施設	山科総合福祉会館，山科合同福祉センター
医療施設	愛生会山科病院，桑原病院，小澤病院
教育施設	京都薬科大学，洛東高校
文化・レクリエーション施設	山科青少年活動センター
都市公園・緑地	山科中央公園，東山自然緑地
商業施設	ラクト山科，マツヤスーパー，山科ニックホビーショップ，西友ストア山科店

#### (2) 重点整備地区の区域の設定

表-5の施設のうち，高齢者や身体に障害のある人にとって特に重要な施設である山科総合福祉会館と山科合同福祉センター，そして，身体に障害のある人がより広範囲の地域から日々通学する京都薬科大学を最重要施設と捉え，重点整備地区は，山科駅とこれらの施設とを結ぶ経路を含む地区とすることとしました。

区域の設定に当たっては，山科駅に隣接する地下鉄東野駅，御陵駅及び京阪四宮駅の位置や表-5の施設間の移動を勘案し，また，山科駅周辺の居住環境整備の観点なども踏まえ，山科駅を中心として一体的にバリアフリー化を推進すべき区域として総合的に判断しました。

具体的な区域の線引きについては，道路又は河川によって明確に境界を定めました。

重点整備地区の区域を図 - 6 に示します。

## 2 特定経路，準特定経路

交通バリアフリー法では，特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち，特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け，この特定経路において，道路特定事業と交通安全特定事業を実施することとされています。

また，特定事業の実施に当たっては，2 m 以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

山科地区の特定経路の設定に当たっては，1（2）で最重要施設と捉えた山科総合福祉会館，山科合同福祉センター及び京都薬科大学に着目し，山科駅とこれらの施設とを結ぶ主要経路について特に重点的にバリアフリー化を図っていくべきであると判断しました。ただし，このうち，道路幅員が狭小であり2 m 以上の歩道幅員を確保できず，かつ，特定事業の目標年次である平成22年までに，歩道拡幅に必要な用地を確保することが極めて困難な区間については，「準特定経路」に位置付け，特定経路を補完する経路として，特定経路の整備に併せてできる限りバリアフリー化を図っていくこととしました。

このような考え方に基づき，以下のとおり特定経路と準特定経路を設定しました。

### （1）特定経路の設定

山科駅と山科総合福祉会館，山科合同福祉センター及び京都薬科大学とを結ぶ主たる経路のうち，表 6 の区間を特定経路に位置付けました。

表 - 6 特定経路

特定経路	区 間：山科駅～山科合同福祉センターの西方 該当する路線：府道渋谷山科停車場線（府道小野山科停車場線） 駅前広場を含む 外環状線 山科竹鼻緯3号線（通称：渋谷街道）
特定経路	区 間：山科駅～京都薬科大学（一部特定経路 と重複） 該当する路線：府道渋谷山科停車場線（府道小野山科停車場線） 特定経路 と重複 府道四ノ宮四ツ塚線

## (2) 準特定経路の設定

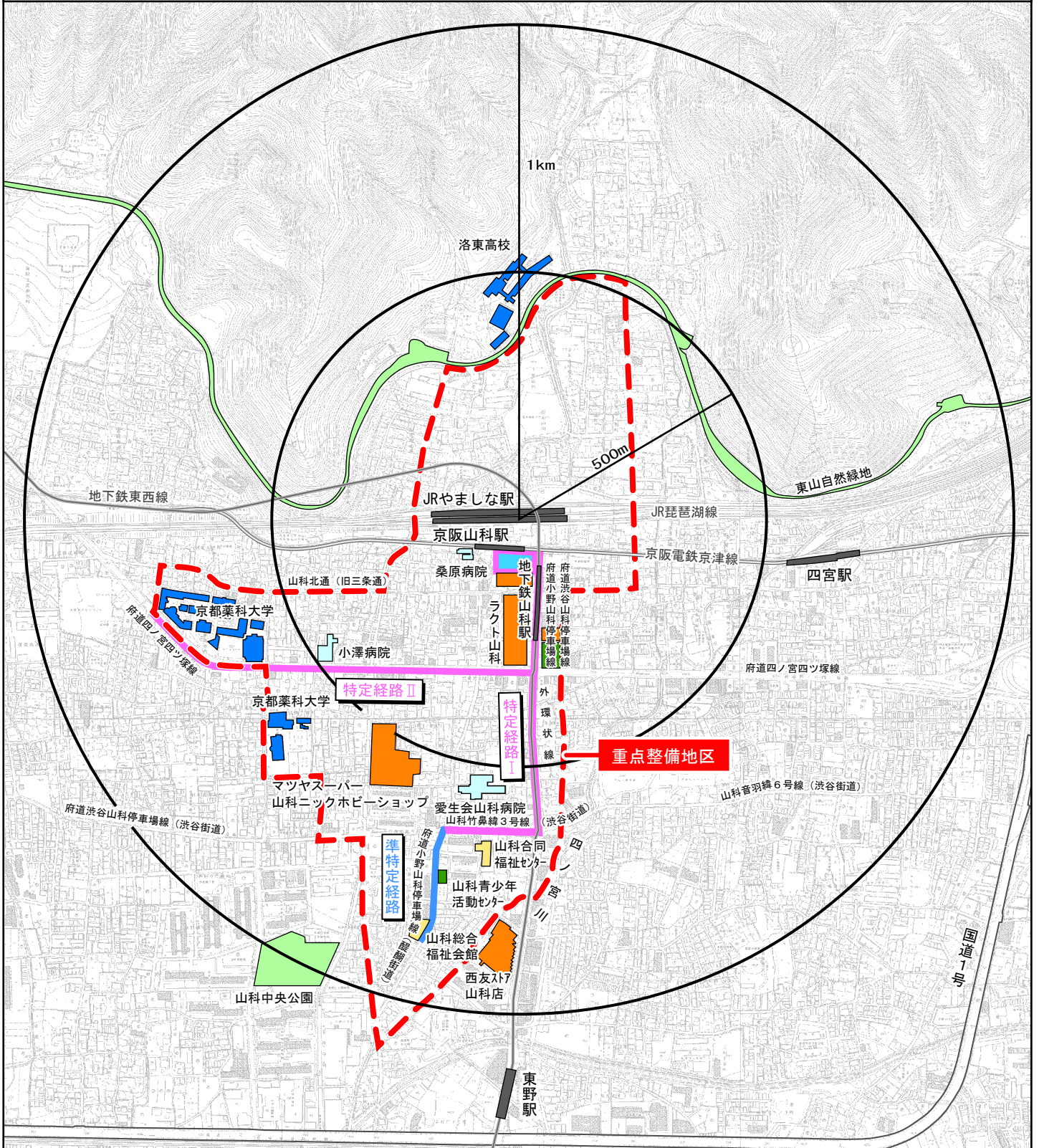
山科駅から山科合同福祉センターを経由して山科総合福祉会館に至る経路のうち、表 7 の区間を準特定経路に位置付けました。

表 - 7 準特定経路

準特定経路	区 間：山科合同福祉センターの西方～山科総合福祉会館 該当する路線：府道小野山科停車場線（通称：醍醐街道）
-------	--

特定経路，準特定経路を図 6 に示します。

図-6 重点整備地区の区域及び特定経路・準特定経路

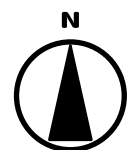


凡例 (主要施設)

- 旅客施設 (鉄道)
- 官公庁施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 教育施設
- 文化・レクリエーション施設等
- 都市公園・緑地
- 商業施設

凡例

- 重点整備地区
- 特定経路
- 準特定経路
- 駅前広場



0 100 300m